

令 和 8 年 8 月 7 日

会 員 各 位
(開 設 者 ・ 管 理 者 殿)

佐 賀 県 医 師 会 長
志 田 正 典
〔 公 印 省 略 〕

令 和 8 年 熊 本 地 震 支 援 金 に つ い て (お 願 い と 予 告)

佐賀県医師会では、令和8年7月28日からの一連の熊本地震に伴う災害
救援並びに都道府県医師会の被災地における活動支援等に供するため、会員
に対して緊急に支援金を呼び掛ける準備を行っています。

今回の支援金については、日本医師会における支援金取扱い方針に沿って
行うこととしており、改めて速やかに全会員へお願いの文書（往復ハガキ）
を差し上げますので、予めお含みおきいただき、その節はご協力をお願いし
ます。

なお、今回の支援金については、勤務会員の先生方へもお願いすることに
しておりますので、その旨、貴院にお勤めの勤務会員の皆様にお知らせいた
だけますと幸いです。

まずは、取り急ぎ支援金の取扱いについて、ご報告いたします。よろしく
お取り計らいください。

佐 賀 県 医 師 会 事 務 局 総 務 課

〒 840-0054 佐 賀 市 水 ヶ 江 1 丁 目 12 番 10 号

TEL 0952-37-1414 FAX 0952-37-1434

E-mail sma@saga.med.or.jp

「熊本地震支援金」の税法上の取扱いについて

この度の支援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し、税制上の優遇措置を受けることができます。

個人の場合、所得税において、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます。法人（医療法人等）の場合、法人税において損金算入限度額が設けられています。詳しくは国税庁のホームページまたは所轄税務署等にお問い合わせください。

個人の方の寄附金控除には、日本医師会が発行する領収書が必要です。ご希望の方は、佐賀県医師会にて取りまとめのうえ、日本医師会へ領収書の発行を依頼いたしますので、別紙の「寄附金領収証発行依頼書」に必要事項をご記入いただき、佐賀県医師会総務課までFAXをお送りください。

なお、領収書のお届けまでには、入金日から最大2～3ヶ月程度要する見込みです。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

（本件に関する日本医師会の問合先）

日本医師会 経理課：電話：03-3942-6486（直通）

(別 紙)

佐賀県医師会 総務課 行
FAX : 0952-37-1434

令和8年 月 日

佐賀県医師会
会 長 志 田 正 典 殿

寄附金領収証発行依頼書

熊本地震の支援活動に賛同し、寄附をいたしますので、下記内容にて領収証の発行を依頼いたします。

記

1. 寄 附 金 額 : 金 _____ 円也

2. 寄附者名（領収証の宛名） : _____

3. 送 付 先 : 〒 _____

4. お振込み日 : 令和8年 _____ 月 _____ 日

5. ご 連 絡 先 : ご担当者名 : _____

電 話 番 号 : (_____) _____